

奈良市風致保全方針

平成27年 策定

平成27年 4月1日
奈良市都市整備部
まちづくり指導室景観課

1. 目的

風致地区制度は、都市の自然的景観を維持し、緑豊かな生活環境の形成に寄与することを目的に定められた制度です。

奈良市では、昭和12年の「若草山風致地区」の初指定から変遷を経ながら、春日山風致地区、佐保山風致地区、平城山風致地区、西の京風致地区、あやめ池風致地区、富雄風致地区の6地区におよび、約4,727ヘクタールにおよんでいます。

また、この風致地区を地形や山・森林等の自然的要素、寺社・宮跡等の歴史的要素及び緑の多い住宅地等の市街地的要素などに応じて、第一種から第五種のいずれかの種別に指定されています。

そして、種別ごとの景観特性に応じた規制と誘導を行うため、平成24年4月1日に「奈良市風致地区条例」を施行いたしました。

そして「奈良市風致地区条例」では、高さ、建ぺい率や壁面後退距離、敷地内の緑地率等の数値基準について、当該行為が行われる土地及び周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないよう、規制しています。

しかしながら、各風致地区の社会的条件、特性等は多様であることから、風致地区内における許可の運用については、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を図ることが風致の維持上必要であります。

風致保全方針は、風致地区ごとに、維持すべき風致の内容等、風致を維持・創出するための方針を明らかにし、風致地区制度の的確な運用を図ろうとするものです。

2. 風致の維持・創出に関する基本方針

※以下基本方針については、「奈良県風致保全方針」を準用しています。

奈良市の風致地区は、①大和平野を囲む山並み・丘陵地の自然地形、②古来より伝わる詩・歌・物語などを彷彿させる山・川・森、③市内各所に点在する貴重な歴史遺産、④緑の多い住宅地や歴史的まちなみを残す旧集落などの景観構成要素により形成されていますが、次に掲げる主眼点にたつて風致の維持・創出が図られています。

- 奈良盆地をとりまく大和青垣の全体景観を遠景として維持・保全する。
- 貴重な歴史遺産や自然資源及びその環境を一体的に構成する要素については、現況を保護する。
- 貴重な歴史遺産の周囲にあつて、視点場よりの眺望に影響する要素については、現在の良好な景観を維持・保全する。
- 緑の良好な住宅地等の市街地については、その環境を維持する。
- 変化しつつある市街地等については、周辺との一体感・統一感をもつた風致にふさわしい良好な住環境を育成する。

各風致地区については、その特性に応じた景観形成を図るため、地区ごとの風致を構成する主要要素を踏まえ、各地区を以下の3タイプ及びその組み合わせに区分します。

- 自然保全型地区：大和青垣等の山並みや森林・緑地の中の集落によって構成される遠望（遠景の全体景観）の保全を主眼とする。
- 歴史保全型地区：歴史遺産の保護及び周囲の近～中景のまちなみ等とともに形成される歴史的景観の保全を主眼とする。
- 市街地育成型地区：市街地について、風致に相応しい良好なまちなみ環境の維持・育成を主眼とする。

更に、風致を構成する要素について、その重要度や熟度等によって以下の3タイプに分類します。

- 保 護：歴史的景観、自然的景観からみて非常に貴重であり、将来にわたつて凍結的に保全する。
- 維持・保全：良好な景観を構成する重要な要素であり、その特徴を保全する。
- 育 成：市街地が進む中、景観的に変化しつつある要素について、良好な風致を育てていく。

これらのタイプを組み合わせ、総合的なゾーニングを行い、風致の目標を定めるとともに、「ゾーン」ごとの建築物等の修景に関する方針が、定められており、奈良市における風致の維持のより一層の推進を図っています。

各ゾーンにおける風致の目的及び対象エリアの概要は次のとおりです。

ゾーン	対 象	風致の目的	対象エリアの概要		
			自然保全型地区	歴史保全型地区	市街地育成型地区
1	史跡 緑地 農地等	歴史的風土特別保存地区の奈良を代表する貴重な資源を含むゾーンであり、その風致を凍結的に保存する。	・歴史的風土特別保存地区内のランドマークとなる緑地等	・歴史的風土特別保存地区内のランドマークとなる史跡及び一体となる緑地等	
2	史跡 緑地 農地等	ゾーン1以外のランドマークとなる緑地、自然環境保全が必要な緑地（国定公園）及び史跡等地区的環境や景観の特徴を形成する重要な要素を含むゾーンであり、現況地形・土地利用、建築形態等について原則的に保全を図る。	・歴史的風土特別保存地区以外のランドマークとなる緑地（山頂・稜線部等） ・史跡・名勝・天然記念物（面的）、国定公園を含む緑地	・歴史的風土特別保存地区外の史跡と一体となる緑地 ・歴史的特別保存地区に隣接する緑地、農地等	
3	緑地 農地等	ゾーン1、2以外で、視点場よりランドマークへの眺望に影響する緑地・農地等であり、その眺望に配慮し、景観維持を図る。	・視点場よりランドマークへの眺望に影響する緑地、農地等（青垣を形成する森林等）	・視点場よりランドマークへの眺望に影響する緑地、農地等	
4	緑地 農地等	視点場よりの眺望に影響しない緑地、農地等であり、緑豊かなイメージを維持した開発に努める。	・視点場よりランドマークへの眺望に影響しない緑地、農地等	・視点場よりランドマークへの眺望に影響しない緑地、農地等	
5	集落(住宅地を含む)	ランドマークとなる史跡に隣接し、視点場よりその近景がランドマークと一体として見られる集落等であり、集落形態や建築・外構の形状等、近景としてまちなみの保全を図る。		・ランドマークとなる史跡に隣接し、視点場より近景として見られる集落	

ゾーン	対 象	風致の目的	対象エリアの概要		
			自然保全型地区	歴史保全型地区	市街地育成型地区
6	集落(住宅地を含む)	視点場よりランドマークへの眺望の中で、中景としてみられる集落等であり、屋根並みの形状や色彩による統一感、ランドマークとの調和等の景観維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場よりランドマークへの眺望の中で近～中景として見られる集落等（山麓の集落等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場よりランドマークへの眺望の中で近～中景として見られる集落等 ・ランドマークとなる史跡に隣接するが、近景としては見られない集落等 	
7	集落(住宅地を含む)	視点場よりランドマークへの眺望の中で、遠景として見られる集落等であり、高さ、色彩等の「シルエット」としての統一感の維持を図る。 また、緑化が進み、建築・外構等に統一感があるなど良好な住環境を見せている集落（住宅地等）について、まちなみの統一感を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場よりランドマークへの眺望の中で遠景として見られる集落等 ・視点場よりの眺望に影響しなくても、緑化が進んでいる住宅地等 ・視点場よりの眺望に影響しなくても、屋根並みに統一感のある住宅地等 	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場よりランドマークへの眺望の中で遠景として見られる集落等 ・視点場よりの眺望に影響しなくても、緑化が進んでいる住宅地等 ・視点場よりの眺望に影響しなくても、屋根並みに統一感のある住宅地等 	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場よりランドマークへの眺望の中で遠景として見られる集落等 ・視点場よりの眺望に影響しなくても、緑化が進んでいる住宅地等 ・視点場よりの眺望に影響しなくても、屋根並みに統一感のある住宅地等
8	集落(住宅地を含む)	ランドマークへの眺望には関わりのない集落等で低層住宅が主体であり、今後、緑化や統一感により良好な住環境の育成を目指す。			<ul style="list-style-type: none"> ・視点場よりの眺望に影響せず、緑化が少なく、建築・外構の形態の統一感もない低層の住宅地等
9	集落(住宅地を含む)	ランドマークへの眺望には関わりのない中高層の公共施設群等で、良好な都市環境の育成を図る。			<ul style="list-style-type: none"> ・視点場よりの眺望に影響しない中高層の公共施設等

ゾーン	対 象	風致の目的	対象エリアの概要		
			自然保全型地区	歴史保全型地区	市街地育成型地区
10	集落(住宅地を含む)	ランドマークへの眺望には関わりのない中高層の集落で、今後、緑化や統一感により良好な住環境の育成を目指すゾーン。			・緑化等が比較的進んでいない中高層宅地等
11	集落(住宅地を含む)	中高層の商業地域等で統一感の育成を図るゾーン。			・中高層の商業施設等

3. 風致地区ごとの風致保全方針に定める事項

風致地区ごとの風致保全方針は、下記に示す項目について定められています。

(1) 地区の概要

(2) 地区の風致特性

・風致構成要素

地区の風致構成要素から「自然保全型」、「歴史保全型」及び「市街地育成型」の3タイプ及びその組み合わせに分類されています。

・ランドマーク

・主な視点場

(3) 地区の維持・創出するべき風致の内容

各地区の風致を構成する要素について、「保護すべき要素」、「維持保全すべき要素」及び「育成すべき要素」が定められています。

(4) ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

次の基本的方向性に沿って、ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針が定められています。

ゾーン	建築物等の修景に関する風致保全方針
1	○緑地・史跡とも現況を凍結的に保全する。緑地については、原則として開発は認めない。史跡については、附属する建築物・工作物は、現況の意匠形態、高さ等を踏襲する。
2	○建築物、工作物の高さは、森林のシルエットに影響しないように配慮する。 ○建築物、工作物の意匠形態については、森林・史跡に調和した仕上げとし、屋根は、原風景をふまえ、勾配屋根とする。 ○擁壁は、自然的・歴史的景観に配慮した仕様とする。
3	○建築物、工作物の高さは、森林のシルエットに影響しないように低いものとする。 ○建築物、工作物の意匠形態については、全体に森林に調和する仕上げとし、屋根は、斜面に調和するよう勾配屋根とする。
4	○建築物、工作物の高さは、樹林地、緑地の中で突出しないような高さとする。 ○建築物、工作物の意匠形態については、全体に森林に調和する仕上げとし、屋根は、斜面に調和するよう勾配屋根とする。
5	○建築物、工作物の高さは、現況のまちなみの高さを踏襲する。 ○建築物、工作物の意匠形態については、セットバック、屋根形状、壁仕上、外構形状、色彩等、既存のまちなみを踏襲するものとする。 ○まちなみに視覚的に影響する部分の擁壁は、既存のまちなみに調和した仕様とする。

6	<p>○建築物、工作物の高さは、現況のまちなみの高さを踏襲する。</p> <p>○建築物、工作物の意匠形態については、現況のまちなみに調和した仕上げとし、屋根、外壁は周辺のまちなみと統一感のあるものとする。</p> <p>○まちなみに視覚的に影響する部分の擁壁は、既存のまちなみに調和した仕様とする。</p>
7	<p>○建築物、工作物の高さは、視点場よりランドマークへの眺望に影響しない高さとする。</p> <p>○建築物、工作物については、周囲に調和する形態、色彩とする。</p> <p>○建物の屋根は、周囲に調和するよう勾配屋根とする。</p> <p>○まちなみに視覚的に影響の大きい擁壁については、周囲と不調和にならないよう配慮する。</p>
8	<p>○建築物、工作物については、周囲に調和する形態、色彩とする。</p> <p>○建物の屋根は、周囲に調和するよう勾配屋根とする。</p> <p>○まちなみに視覚的に影響の大きい擁壁については、周囲と不調和にならないよう配慮する。</p>
9	<p>○建築物、工作物の色彩は、周囲との調和を図る。</p> <p>○まちなみに視覚的に影響が大きい擁壁については、周囲と不調和にならないよう配慮する。</p>
10	<p>○建築物、工作物の色彩は、周囲との調和を図る。</p> <p>○まちなみに視覚的に影響が大きい擁壁については、周囲と不調和にならないよう配慮する。</p>
11	<p>○建築物、工作物の色彩は、周囲との調和を図る。</p> <p>○まちなみに視覚的に影響が大きい擁壁については、周囲と不調和にならないよう配慮する。</p>

【1】春日山風致保全方針

1 地区の概要

奈良盆地の東端を形成する大和青垣の山並みと春日断層崖による「青垣」といった美しい自然景観の保全を念頭におき、東大寺、興福寺、春日大社といった国宝・重要文化財の建築群と周辺の緑地や山並みへの眺望等、奈良の重要な景観を維持・保全していく。また、山並みに緩く連なる市街化や田園・果樹園等の農村地域の風景といった、奈良全体のイメージを構成する景観を保全するために、緑地保全、建築物の意匠形態に配慮する。

2 地区の風致特性

(1) 風致構成要素

自然保全＋歴史保全＋市街地育成型

(2) ランドマーク

遠景：春日山、若草山、高円山、原始林

中景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等）

近景：奈良公園（東大寺、興福寺、春日大社等）

(3) 主な視点場

登大路、国道169号、飛火野、若草山

3 地区の維持・創出すべき風致の内容

(1) 保護すべき要素

自然：春日山原始林を含む森林

歴史：東大寺、興福寺、春日大社等の史跡及びそれと一体となっている緑地

(2) 維持・保全すべき要素

・春日山を中心とする山並みの稜線（遠景）

・青垣を形成する急斜面の緑地

・奈良公園周辺のまちなみ（近景）

・旧集落の一体感あるまちなみ（近景）

(3) 育成すべき要素

・歴史的景観との調和（遠景としての屋根並み）

・背景となる緑地との調和（遠景としての色彩、緑化による一体感）

4 ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

○ゾーン1（保護区域）

【概況】

- ・東大寺、興福寺、春日大社や若草山、高円山及びそれらを取り囲む緑地、点在する文化施設等からなるゾーンである。
- ・世界的な歴史遺産と自然性の高い緑地からなる、奈良を代表する風致であり、現況の保護を今後

も図ることが必要である。

【方 針】

- ・原則的に現況を凍結的に保全する。
- ・建築物・工作物の建て替え等については歴史的景観を保全するため、意匠形態等現況を踏襲し伝統的和風様式のものとする。
- ・工作物についても自然材での仕上げあるいは伝統色による彩色等周辺との調和を図る。
- ・樹林については管理・維持目的以外では伐採は行わないものとする。樹林内あるいは樹林に接する工作物等については、近・中景で見ても高さや仕上げにおいて森林の中で目立たないものとし、周囲に極力緑化を施す。

○ゾーン2（維持・保全区域）

【概 況】

- ・歴史的風土特別保存地区に隣地した緑地であり、一体となって大和青垣の景観を形成している。豊かな森林に覆われており、奈良盆地全体景観の東端を縁取る山地として重要な景観要素となっている。
- ・遠景の保全のため、稜線や急斜面の樹林地の保全が課題である。

【方 針】

- ・原則として、現在の風致を極力維持し、特に稜線上及び稜線を超える高さの建築物、工作物の設置は避ける。
- ・大規模な土地の改変を避け、極力樹林地・緑地を保全する。
- ・建築物、工作物については高さ、形状、色彩が森林・史跡に調和したものとし、遠景としての全体景観への影響を極力及ぼさないようにする。

○ゾーン3（維持・保全区域）

【概 況】

- ・北側の丘陵の樹林地及び歴史的風土特別保存地区に隣接する丘陵・緑地であり、住宅地の背景として、良好な住環境を形成している。
- ・緑に覆われた斜面地の遠景を保全するため、森林のシルエット維持への配慮を誘導することが重要である。

【方 針】

- ・緑地の残置を極力図り、緑化を図る。
- ・屋根、塔屋等シルエットを形成するものは、斜面に調和する勾配のある形状とする。また、屋根、外壁等の色彩については、周辺の樹林地と調和するものとし、樹林地の中で目立たないよう配慮する。
- ・工作物については、周辺の緑地、集落に調和した形態、色彩とする。

○ゾーン4（維持・保全区域）

【概況】

- ・山麓の農地であり、視点場よりランドマークである山の稜線への眺望には大きく影響しない。
- ・集落周辺のゆとりある住環境を形成する緑地として、開発の際も緑の多い環境の維持を誘導していく必要がある。

【方針】

- ・建築物、工作物の形状、色彩は背後の緑地や集落に調和するものとする。
- ・緑地の残置、敷地の緑化を図る。特に、道路面への緑化を促進する。

○ゾーン6（維持・保全区域）

【概況】

- ・歴史的風土保存地区の史跡に隣接する古い集落であり、一体感・連続感のあるまちなみが独特の歴史的な景観を形成している。まちなみ保全を図っている地区もあり、建て替え等にあたっては現況のまちなみを踏襲したものが多く。
- ・周囲の奈良公園や緑地と中景の中で一体となって見られるまちなみとして、全体の統一感の保全を図る必要がある。

【方針】

- ・屋根並みを保全するため、屋根形状や仕様（色彩・部材）について周辺との統一感を維持する。
- ・外壁の仕上げ、色彩の統一感を維持する。
- ・塀等の工作物は既存のもの、意匠形態、色彩を踏襲したものとする。
- ・現在の敷地内緑地を極力維持する。

○ゾーン7（維持・保全区域）

【概況】

- ・山麓の新旧の住宅地であり、緑化の進んだ良好な住環境を維持している。また、一部街道沿いに旧集落があり、連続性のある統一感のあるまちなみを見せている。
- ・良好な住環境を保全するため、屋根並みや緑地の維持・育生を図る。

【方針】

- ・建築物については、形態、色彩が周囲のまちなみに調和するものとし、緑地を背景としたまちなみの統一感の維持を図る。
- ・工作物については、周囲のまちなみに調和する仕上げ、色彩とする。
- ・道路前面の緑化の保全・推進を図る。また土塀のある部分は、まちなみの調和に配慮、連続性の維持を図る。
- ・緑地の保全、緑化の促進を図り、背後の緑地との一体感、まちなみの統一感を高める。

○ゾーン 8 (育生区域)

【概況】

- ・ 比較的密度が高く、緑化の少ない住宅地である。
- ・ 周囲の緑地との調和を図り、まちなみに一体感を創出するため、緑化等を図ることが課題である。

【方針】

- ・ 建築物については、周囲のまちなみや背後の緑地に調和する形態や色彩とする。
- ・ 工作物については、周囲のまちなみや背後の緑地に調和した仕上げ、色彩とする。
- ・ 緑の多い住環境の形成を図るため、緑化を促進する。特に、道路面への緑化を図り、まちなみの統一感の創出を図る。

○ゾーン 9 (育生区域)

【概況】

- ・ 中高層の公共建築物のあるゾーンである。
- ・ 風致地区にふさわしい公共建築物として緑化等まちなみ形成に配慮する。特に遠景として周辺緑地等と一体的に見られることが多く、全体景観との調和への配慮が必要である。

【方針】

- ・ 建築物、工作物については、周辺のまちなみや緑地に調和する色彩とする。
- ・ 建築物周辺の敷地が大きく、まちなみへの視覚的影響も大きいため、周囲の緑化を図る。敷地外周には中高木を配置する。

○ゾーン 10 (育生区域)

【概況】

- ・ 一体開発された中高層集合住宅群が並ぶゾーンである。
- ・ 風致地区にふさわしい緑の多い一体感のあるまちなみの形状を図る。

【方針】

- ・ 建築物、工作物については、周辺のまちなみや背後の緑に調和する色彩とする。
- ・ 緑の多いまちなみを形成し、一体感を創出するため、道路前面等での緑化を促進する。特に、中高層建築物・駐車場の周囲に植栽を施し、視覚的に突出したイメージを緩和する。

○ゾーン 11 (育生区域)

【概況】

- ・ 中高層を含む多様な建築物が混在する商業地域である。
- ・ 歴史的風土特別保存地区に隣接するため、周囲の歴史的環境に調和した一体感のあるまちなみの育成が課題である。

【方 針】

- ・ 中高層建築物において屋根材は和型瓦その他これらに類する外観を有する材料とし、外壁は目立たないような色彩とする。また、勾配屋根や付け庇等の設置により、周囲の歴史的環境との調和を図る。
- ・ 建築物、工作物周辺の緑化、特に、駐車場周囲の緑化に努め、まちなみの一体感をつくる。

【2】佐保山風致保全方針

1 地区の概況

地区内をほぼ東西に走る樹林地で形成される丘陵の尾根線が奈良の市街地の北側の線をつくっており、奈良盆地から見上げるスカイラインを自然性の高いものとしており、その眺望の保全を図る。また、丘陵より奈良盆地を望む視界が随所に開けており、地区のイメージをつくっている点にも配慮する。街道沿いの旧集落や古墳との調和を目指す。

2 地区の風致特性

(1) 風致構成要素

自然保全＋歴史保全＋市街地育成型

(2) ランドマーク

遠景：平城山丘陵

中景：古墳群

(3) 主な視点場

県道奈良・加茂線、ならやま大通り、一条通り

3 地区の維持・創出すべき風致の内容

(1) 保護すべき要素

稜線を形成する丘陵緑地（古墳群を含む）

(2) 維持・保全すべき要素

・丘陵周辺集落の屋根並の保全（中景）

・緑の多いまちなみ（遠景）

(3) 育成すべき要素

・まちなみの一体感（色彩等）

4 ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

○ゾーン1（保護区域）

【概況】

- ・平城山丘陵の稜線を形成する樹林地帯であり多くの歌にも詠まれた歴史性の高い丘陵地帯である。
- ・緩やかな斜面地を覆う豊かな樹林地の保護が今後も課題である。

【方針】

- ・原則的に現況の凍結的保存を図る。
- ・建築物、工作物は、緑地の中で極力目立たない形状、色彩とし、既存集落に調和するものとする。

- ・樹林については管理・維持目的以外では伐採は行わないものとする。
- ・管理用工作物の高さや色彩は森林より目立たないものとする。
- ・道路のり面は単調な平滑面となることを避け、極力緑化を施す、あるいは自然性の高いものとする。

○ゾーン2（維持・保全区域）

【概況】

- ・緑地は、歴史的風土保存地区に隣接し、一体となって平城山の景観を形成している。
- ・丘陵の稜線を形成する部分であり、森林のシルエットの保全が必要である。

【方針】

- ・原則として、現在の風致を極力維持し、特に、稜線を超える高さの建築物、工作物の設置は避ける。
- ・大規模な土地の改変を避け、極力樹林地を保全する。
- ・建築物については、緑地との調和を図るため、周辺集落の高さ、形状、色彩を踏襲したものとする。
- ・工作物については、周辺の緑地、集落に調和した形態、色彩とする。
- ・建築物、工作物が緑地の中で目立たないように、周囲は植栽を施す。

○ゾーン3（維持・保全区域）

【概況】

- ・北側の丘陵緑地であり、奈良盆地の北端を形成している。
- ・丘陵の稜線の保全及び緑の多い全体景観の維持が課題である。

【方針】

- ・緑地の残置を図り、敷地内を緑化する。
- ・屋根、塔屋等シルエットを形成するものは、斜面に訴和する勾配のある形状とする。また、屋根、外壁等の色彩については、周辺の樹林地と調和するものとし、樹林地の中で目立たないように配慮する。
- ・工作物については、周辺の緑地、集落に調和した形態、色彩とする。

○ゾーン4（維持・保全区域）

【概況】

- ・山麓の農地であり、視点場よりランドマークへの眺望には大きく影響しない。
- ・集落周辺のゆとりある住環境を形成する緑地として、開発の際も緑の多い環境の維持を誘導していく必要がある。

【方針】

- ・建築物、工作物の形態、色彩は周囲の緑地、集落や背後の樹林地に調和するものとする。

- ・緑地の残置、敷地の緑化を図る。特に、道路面への緑化を推進する。

○ゾーン7（維持・保全区域）

【概況】

- ・街道沿いには、旧集落のまちなみが残り、古くからの集落形態・建築形態も多く見られるが、開発や建て替えも進みつつある。
- ・丘陵斜面に沿って緑化の進んだ新旧の住宅地が見られ、良好な住環境を形成している。
- ・連続性、統一感のあるまちなみの維持が課題である。

【方針】

- ・建築物については、形態、色彩が周囲のまちなみと調和するものとし、緑地を背景としたまちなみの統一感の維持を図る。
- ・工作物については、周囲のまちなみ、背後の緑地に調和する色彩とする。
- ・緑地の保全、敷地の緑化を図る。特に、道路面への緑化を推進する。

○ゾーン8（育成区域）

【概況】

- ・古い民家も多く残っているが、老朽化が進んでおり、改修や建て替えられたものも多い。
- ・周辺の緑地と調和しながら、一体感のあるまちなみの形成を図る必要がある。

【方針】

- ・建築物については、周辺のまちなみや背景となる緑地に調和する形態や色彩とする。
- ・工作物については、周囲のまちなみや背景となる緑地に調和する仕上げ、色彩とする。
- ・緑の多い住環境の形成を図るため、緑化を促進し、まちなみの統一感の創出を図る。

○ゾーン9（育成区域）

【概況】

- ・丘陵の頂上部、中腹部等にあるスポーツ施設を含む公共性の高い施設、オープンスペースである。
- ・風致地区にふさわしい公共建築物として周辺緑地に調和するものとする。

【方針】

- ・スポーツ施設等特殊建築物群については、周囲に植栽を施し、遠景として見られる全体景観への影響を極力小さいものとする。
- ・その他の建築物、工作物は、周辺の緑地と調和するような色彩とする。
- ・敷地が大きく、まちなみへの視覚的影響も大きいため、敷地の周囲や道路面への緑化を図る。

○ゾーン11（育成区域）

【概況】

- ・ 操車場等大規模で特殊なオープンスペースである。
- ・ 丘陵地の全体景観に調和するような配慮が必要である。

【方針】

- ・ 工作物は緑地と調和するような色彩とし、目立たないようにする。
- ・ 敷地の外周を極力植栽緑化し、周辺の緑地との一体感の創出を図る。

【3】平城山風致保全方針

1 地区の概況

地区内の大きなランドマークとなっている平城宮跡及びその背後の佐紀丘陵のスカイラインの保全に配慮するとともに、丘陵中腹に点在する古墳群とその樹林地を背後にして建ち並ぶ住宅地との調和を図ることを基本とする。

歴史的風土特別保存地区に指定されている古墳群や平城宮跡などの史跡と周辺住宅地の景観の調和を図るとともに、良好な住環境の形成に配慮する。

2 地区の風致特性

(1) 風致構成要素

自然保全＋歴史保全＋市街地育成型

(2) ランドマーク

遠景：平城山丘陵

中景：古墳群

近景：平城宮跡

(3) 主な視点場

平城宮跡、大宮通り、ならやま大通り、主要地方道奈良・精華線

3 地区の維持・創出すべき風致の内容

(1) 保護すべき要素

自然：平城山丘陵の稜線

歴史：平城宮跡、古墳群

(2) 維持・保全すべき要素

・平城宮跡より見える集落の屋根並みの保全（中景）

・平城宮跡より平城山丘陵への眺望（遠景）

・古墳隣接する集落の屋根並み（中景）

(3) 育成すべき要素

・歴史的景観との調和（遠景としての屋棟並み）

4 ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

○ゾーン1（保護区域）

【概況】

- ・平城宮跡及び周辺の古墳群、背後の平城山丘陵を含むゾーンであり、奈良時代の「都市」を構成した地形的な特色を景観として残している。
- ・貴重な歴史的景観として現況を保存していくことが課題である。特に、平城宮跡よりの

眺望の保全が大きな課題である。

【方 針】

- ・ 原則的に現況の凍結保存を図る。
- ・ 建築物の建て替え等については現況を踏襲し、伝統的和風様式とする。塀やフェンスについても自然材あるいは伝統色等とし、周辺との調和を図る。
- ・ 樹林については管理・維持目的以外では伐採を行わないものとする。管理用工作物等の高さや色彩は、森林より目立たないものとする。

○ゾーン2（維持・保全区域）

【概 況】

- ・ 歴史的風土特別保存地区に隣接し、一体となって平城宮跡より平城山丘陵への遠景を形成しているゾーンである。大半が樹林地でありアカマツ等の豊かな森林に覆われている。
- ・ 遠景として、丘陵の稜線等森林のシルエットの保全が課題である。

【方 針】

- ・ 原則として、現在の風致を極力維持し、特に、稜線上及び稜線を超える高さの建築物、工作物の設置は避ける。
- ・ 大規模な土地の改変を避け、極力樹林地を保全する。
- ・ 建築物、工作物については、高さ、形状、色彩が森林の中で目立たないものとし、遠景としての全体景観への影響を極力及ぼさないようにする。

○ゾーン4（維持・保全区域）

【概 況】

- ・ 山麓の農地であり、視点場よりランドマークへの眺望には大きく影響しない。
- ・ 集落周辺のゆとりある住環境を形成する緑地として、開発の際も緑の多い環境の維持を誘導していく必要がある。

【方 針】

- ・ 緑地の残置、敷地の緑化を図る。
- ・ 建築物、工作物の形状や色彩は、周辺の緑地や集落に調和するものとする。

○ゾーン6（維持・保全区域）

【概 況】

- ・ 平城宮跡周辺の集落であり、その屋根並みは、平城宮跡よりの眺望に影響する。
- ・ 中景として見た場合の屋根のシルエットラインや色彩の統一感を維持・保全していくことが必要である。

【方 針】

- ・ 屋根並みを保全するため、屋根形状や仕様（色彩・部材）について周辺との統一感を維

持する。

- ・外壁の仕上げ、色彩の統一感を維持する。
- ・工作物については、周辺のまちなみに調和する形態、色彩とする。
- ・現在の敷地内緑地を極力維持し、緑化を図る。

○ゾーン7（維持・保全区域）

【概況】

- ・農地に点在する旧農村集落及びその周辺に広がる住宅地である。古くからの集落形態、建築形態も多く見られるが、開発や建て替えも進みつつある。
- ・緑化が進んでおり、緑地を維持しながら歴史的な環境に調和した住環境の維持が課題である。

【方針】

- ・建築物については、形態、色彩が周囲のまちなみと調和するものとし、緑地、史跡を背景としたまちなみの統一感の維持を図る。
- ・工作物については、周囲のまちなみ、背後の緑地と調和した仕上げ、色彩とする。
- ・緑地の保全、緑化の促進を図り、一体感を高める。特に、生垣等道路面の緑化を図る。

○ゾーン8（育成区域）

【概況】

- ・ランドマークへの眺望へは影響しないゾーンであるが、農地の中に新しい住宅が増えつつあり、多様な形態や大きさのものが混在している。
- ・歴史的な全体景観にふさわしいまちなみの育成が課題である。開発が進む中、緑化の促進やまちなみの一体感の創出が必要である。

【方針】

- ・建築物については、周囲のまちなみや緑地に調和する形態、色彩とする。
- ・工作物については、周囲のまちなみ、緑地と調和した仕上げ、色彩とする。
- ・緑の多い住環境の形成を図るため、緑化を促進する。特に、生垣等により道路面を緑化し、まちなみの統一感を図る。

○ゾーン9（育成区域）

【概況】

- ・公共性の高い施設のあるゾーンである。
- ・風致地区にふさわしい公共建築物として周辺の緑化に調和するものとする。

【方針】

- ・建築物、工作物、周辺のまちなみ、緑地と調和するような色彩とする。
- ・建築物周辺の敷地が大きく、まちなみへの視覚的影響も大きいため、敷地外周辺の緑化

を図る。

○ゾーン10（育成区域）

【概況】

- ・中高層住宅が混在しつつあるゾーンであり、緑も少なくなっている。
- ・平城宮跡に隣接するゾーンであり、まちなみの統一感の創出、緑化の推進が必要である。

【方針】

- ・建築物、工作物は、周囲の緑地や歴史的景観に調和するような色彩とする。
- ・敷地内の緑化を促進し、特に道路面は生垣等により緑化し、まちなみの連続感を創出する。
- ・特に、中高層建築物については、周囲に中高木の植栽を施すなど、平城宮跡からの眺望の中で極力目立たないようにする。

○ゾーン11（育成区域）

【概況】

- ・高層の大規模商業施設のあるゾーンである。
- ・平城宮跡より眺望への影響を極力緩和することが課題である。

【方針】

- ・建築物、工作物、歴史的景観に調和するような色彩とする。
- ・中高層建築物においては、周囲を中高木による緑化などにより輪郭を被い、視覚的に突出したイメージを緩和する。
- ・周辺の広大な駐車場については、まちなみの連続性を阻害するが多いので、敷地外周の緑化に努める。

【4】西の京風致保全方針

1 地区の概況

西の京丘陵の東端に位置し、西側の丘陵部分、川に沿った低地部分から構成される自然景観と丘陵麓にある垂仁天皇陵、秋篠川に沿って位置する唐招提寺、薬師寺の歴史的な社寺や史跡が近景においても、遠景においても特徴となっていることを踏まえる。

特に、唐招提寺、薬師寺及びその寺社林と門前集落の街並みを含む歴史的景観を保全することを基本とする。また、西の京丘陵よりの眺望を保全するとともに、盆地より見渡せる丘陵や寺社の緑地、寺社を背景とした周辺集落の家並み、薬師寺の塔より構成される田園風景と調和した景観の保全に努める。

2 地区の風致特性

(1) 風致構成要素

歴史保全＋市街地育成型

(2) ランドマーク

遠景：薬師寺塔

中景：乗仁天皇陵

近景：薬師寺、唐招提寺

(3) 主な視点場

大池、薬師寺・唐招提寺、主要地方道奈良・大和郡山・斑鳩線

3 地区の維持・創出すべき風致の内容

(1) 保護すべき要素

薬師寺、唐招提寺、乗仁天皇陵

(2) 維持・保全すべき要素

・大池、秋篠川

・史跡に隣接する古いまちなみ（近景）

・史跡周辺の集落の屋根並み（中景）

(3) 育成すべき要素

・歴史的景観との調和（遠景としての屋根並み）

4 ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

○ゾーン1（保護区域）

【概況】

・薬師寺、唐招提寺、乗仁天皇陵を含むゾーンであり、奈良を代表する歴史的景観を見せている。

- ・歴史的風土特別保存地区であり、歴史的な風致を凍結的に保存し、周囲においては調和を維持していくことが課題である。

【方針】

- ・原則的に現況を凍結的に保存する。
- ・建築物、工作物等の建て替えについては、意匠形態等に現況を踏襲したものとする。
- ・必要により境内建築物等を新築、増築する場合は、伝統的和風建築様式を踏襲し、周辺の歴史的環境との調和を図る。
- ・境内の樹木・緑地についても凍結的に保存を図り、維持・管理目的以外での改変を避ける。

○ゾーン3（維持・保全区域）

【概況】

- ・秋篠川があり、史跡周囲の歴史的景観を形成している。
- ・周囲の緑地を保全し、護岸等の自然性を高め史跡周囲の歴史的環境を保全することが課題である。

【方針】

- ・建築物、工作物については、周辺のまちなみ、緑地に調和した形態、色彩とする。
- ・緑地の残地を極力図る。
- ・護岸や法面等については、自然材や周辺と調和する色彩とする。

○ゾーン5（維持・保全区域）

【概況】

- ・薬師寺、唐招提寺、乘仁天皇陵に隣接する集落であり、「古いまちなみ」が残るゾーンである。
- ・史跡と一体となった歴史的景観を形成しており、その保全は地区のイメージ形成に重要である。
- ・建築物等の建て替えの際まちなみの統一感の保全が今後も課題となる。

【方針】

- ・近景として薬師寺、唐招提寺等と一体的に見られる集落であり、建築形態や外構においては旧集落の形態の踏襲を図る。特に、屋根並み、仕様等の調和を図り、和風様式とする。
- ・生垣、塀等工作物については、周辺の旧集落の形態を踏襲する。

○ゾーン7（維持・保全区域）

【概況】

- ・史跡近隣の住宅地であり、旧集落の周囲に新しい住宅が増えつつある。

- ・視点場より史跡を見渡す遠望の中で、これらの集落の屋根並みは大きな影響を与え、歴史的な景観を形成している。
- ・屋根並みの一体感の維持や緑化等による良好なまちなみの形成が課題である。

【方 針】

- ・建築物については、形態、色彩が周囲のまちなみと調和するものとし、緑地、史跡を背景としたまちなみの統一感の維持を図る。
- ・工作物については、周囲のまちなみ、緑地と調和した仕上げ、色彩とする。
- ・敷地内の緑地の保全、緑化の促進を図る。
- ・生垣は極力保全を図り、道路前面の緑地を確保する。

○ゾーン8（育成区域）

【概 況】

- ・歴史資源への眺望には、影響しない地域である。旧農村集落の周囲の農地の中に新しい住宅が増えており、建築の形態や大きさ等多様なものが混在しつつある。
- ・まちなみの調和を図り、緑の多い環境を維持・育成していくことが課題である。

【方 針】

- ・建築物については、周囲のまちなみに調和する形態、色彩とする。
- ・工作物については、周囲のまちなみに調和する仕上げ、色彩とする。
- ・道路面への緑化を促進し、まちなみの一体感を育成する。

○ゾーン9（育成区域）

【概 況】

- ・住宅地の中の学校等公共性の高い建築物、オープンスペース等である。
- ・歴史保全型風致地区内の公共施設にふさわしい景観の育成が必要である。

【方 針】

- ・周辺の歴史的景観と調和するような色彩のものとする。
- ・敷地が大きく視覚的影響も大きいいため、敷地外周には中高木を配置する。

【5】あやめ池風致保全方針

1 地区の概況

各年代に一体開発された住宅地が多いことから、良好な住宅景観の育成と街並みの一体感の維持、育成に配慮することを基本とする。

あやめ池風致地区は歴史的には、平城宮を囲む丘陵地であり緩やかな田園地帯が広がり、中腹に秋篠寺、西大寺の2寺と門前町が広がっている地区であった。その後、鉄道の開設とともに住宅開発地が広がりを見せ、様々な年代に一体開発され、住宅地が地区のほとんど全域を占めるようになってきている。こうしたことを踏まえ、良好な住環境の維持・保全に努めるとともに、風致地区にふさわしい街並みの形成を目指すこととする。

2 地区の風致特性

(1) 風致構成要素区分

市街地育成型

(2) 主な視点場

蛙股池周辺

3 地区の維持・創出すべき風致の内容

(1) 維持・保全すべき要素

- ・西大寺、秋篠寺
- ・西大寺、秋篠寺周辺のまちなみ（近景）
- ・緑の多いまちなみ

(2) 育成すべき要素

- ・まちなみの一体感（色彩、緑化等）

4 ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

○ゾーン2（維持・保全区域）

【概況】

- ・平城宮跡を囲む丘陵地に続く緩やかな斜面に広がる田園地帯の中腹に位置する秋篠寺、西大寺の2つの寺社を含むゾーンであり、2寺とも豊かな寺社林に囲まれた奈良時代の寺社である。和瓦、平屋、漆喰、板壁等の伝統的な寺社建築群が並び、地域のイメージをつくっている。
- ・寺社林の保護、寺社林への視界及び周辺集落との調和が課題である。

【方針】

- ・原則として、現在の風致を維持する。

- ・建築物や工作物の建て替え等については、既存建築の屋根形状、建築形態等を踏襲し、和風様式とする。
- ・境内の樹木、緑地についても極力現況の保存を図り、改変を避ける。

○ゾーン3（維持・保全区域）

【概 魂】

- ・蛙股池と周辺の緑地は、地域の親水性の高い空間として人の視線の集まる場所であり、緑に覆われた丘陵地のイメージを残している。
- ・緑地の保全とともに、周辺建築物等の調和への配慮が、特に必要である。

【方 針】

- ・大規模な土地の改変は避け、緑地の残置を極力図る。大木を保全し、敷地周囲の緑地の残置あるいは緑化を極力図る。
- ・屋根等シルエットを形成するものは、斜面に調和する勾配のある形状のものとし、屋根、外壁の色彩は周辺の緑地に調和するものとする。
- ・工作物については、周辺の緑地に調和する形態、色彩とする。
- ・敷地内の緑地を極力保全し、道路面の緑化を図ることで、緑の多い環境を保全する。

○ゾーン7（維持・保全区域）

【概 況】

- ・緑化が進んでいる、あるいは統一感があるなど良好なまちなみ景観を見せているゾーンである。
- ・今後の建て替え等にあたり、良好な住環境を維持していくよう誘導を図る。

【方 針】

- ・建築物について、周囲のまちなみと調和する形態、色彩とする。
- ・工作物については、周辺の緑地やまちなみに調和する仕上げ、色彩とする。
- ・道路前面において緑地、生垣を極力維持し、擁壁の仕上げに配慮する等統一感のあるまちなみを維持する。
- ・敷地内緑地の保全や道路面の緑化を図る。

○ゾーン9（育成区域）

【概 況】

- ・中層の公共建築物のあるゾーンである。
- ・風教地区にふさわしい公共建築物として緑化等まちなみ形成に配慮する。

【方 針】

- ・建築物、工作物、周辺のまちなみと調和するような色彩とする。
- ・建築物周辺の敷地が大きく、まちなみへの視覚的影響も大きいため、敷地周囲や道路面

への緑化を図る。

○ゾーン10（育成区域）

【概況】

- ・中高層を含む多様な建築物が、混在しつつある。
- ・風致地区にふさわしい緑の多い、一体感のあるまちなみの形成を図る。

【方針】

- ・一体感のあるまちなみを形成するため、周囲と調和する色彩とする。
- ・緑の多いまちなみを形成し、一体感を創出するため、極力道路前面等での緑化を促進する。
- ・中高層建築においては、建築物等の周囲を緑化により輪郭を被い、視覚的に突出したイメージを緩和する。
- ・駐車場周囲の緑化を図り、まちなみの連続性を創出する。

○ゾーン11（育成区域）

【概況】

- ・中高層を含む多様な建築物が混在する商業地域である。
- ・一体感のあるまちなみの育成が課題である。

【方針】

- ・中高層建築物においては、外壁は周辺と不調和にならない色彩とする。
- ・建築物等の周辺の緑化、特に駐車場周囲の緑化に努め、まちなみの一体感をつくる。

【6】富雄風致保全方針

1 地区の概況

矢田丘陵の北端より西の京丘陵に向かってなだらかに続く丘陵地帯であり、西の京丘から矢田丘陵、生駒山につながる山麓・丘陵景観の維持・保全を図ることを基本とし、近鉄富雄駅周辺部から徐々に進んでいる住宅開発を誘導し、良好な住宅景観の形成を図る必要がある。そのため、大規模開発の影響を受け、開発が進む住宅地に対し、周辺自然景観との調和や良好な街並み形成を図るとともに、第二阪奈道路やその沿線部における教育機関の設置による森林開発等も進められており、緑地の保全や自然景観の維持・保全に努める。

2 地区の風致特性

(1) 風致構成要素

自然保全＋市街地育成型

(2) ランドマーク

遠景：矢田丘陵

(3) 主な視点場

国道 308 号、県道枚方・大和郡山線

3 地区の維持・創出すべき風致の内容

(1) 維持・保全すべき要素

- ・ 霊山寺と周辺の緑地
- ・ 矢田丘陵の稜線（遠景）
- ・ 丘陵上部を覆う緑地（遠景）
- ・ 旧集落の屋根並み（遠景）

(2) 育成すべき要素

- ・ 緑との調和

4 ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

○ゾーン3（維持・保全区域）

【概況】

- ・ 丘陵地の森林であり、自然公園を含む自然豊かなゾーンである。矢田丘陵の北端を形成する丘陵地である。
- ・ 奈良盆地よりの遠景として重要な要素である。緑地の保全、特に稜線の保全が課題である。

【方針】

- ・ 稜線を超える高さの建築物、工作物の設置は避ける。

- ・敷地内の緑地の残置あるいは緑化を極力図る。
- ・屋根、塔屋等シルエットを形成するものは、斜面に調和する勾配のある形状とする。また、屋根、外壁等の色彩については、周辺の樹林地と調和するものとし、樹林地の中で目立たないように配慮する。

○ゾーン6（維持・保全区域）

【概況】

- ・旧集落の形態を残し、敷地林等の緑が多い。丘陵の中腹にあり、連続性、統一感のある屋根並みを見せている。
- ・緑の多い統一感のある集落形態の保全が課題である。

【方針】

- ・屋根並みを保全するため、屋根形状や仕様（色彩・部材）について周辺との統一感を維持する。
- ・外壁面の仕上げ、色彩の統一感を維持する。
- ・工作物については、周囲のまちなみや緑地に調和する形態、色彩とする。
- ・既存の敷地内緑地を極力維持する。

○ゾーン7（維持・保全区域）

【概況】

- ・丘陵の麓に開発された住宅地等であり、比較的緑化が進んでいる。
- ・緑の多い、良好な住環境の維持を図ることが課題である。

【方針】

- ・建築物については、形態、色彩が周囲のまちなみ、背後の樹林地に調和するものとし、緑地を背景としたまちなみの統一感の維持を図る。
- ・工作物については、周囲のまちなみ、背後の樹林地に調和する仕上げ、色彩とする。
- ・敷地内の緑地の保全、緑化の促進を図る。特に、道路前面の緑地を確保し、まちなみの一体感を高める。

○ゾーン9（育成区域）

【概況】

- ・丘陵緑地の中にある中層建築物を含む公共性の高い施設である。
- ・丘陵の遠景に影響しないよう、風致地区にふさわしい公共建築物として周辺緑地に調和するものとする。

【方針】

- ・建築物、工作物については、背後の緑地に調和する色彩とし、目立たないようにする。
- ・建築物周辺の敷地が大きく、緑地の中での視覚的影響も大きいため、敷地外周に中高木

を配置する。

地区・ゾーンごとの指針

●色彩基準

現行：屋根・・・黒、濃灰、濃茶、濃緑等

外壁・・・白、ベージュ、グレー、薄茶等

奈良市風致地区条例における色彩基準を下記の様に定める。

【色彩基準】

屋根	R系・YR系・Y系・GY系・G系・無彩色で明度・彩度共に4未満の色彩とする。 無彩色については、N3.5以下 屋根形状が、陸屋根の場合、周囲の景観に配慮された色彩である場合、この限りでない。			
外壁・塀・擁壁・その他の工作物		色 相	明 度	彩 度
	YR系	0.1YR以上5.0YR未満	3未満	使用不可
			3以上5未満	4以下
			5以上9未満	3以下
			9以上	1以下
		5.0YR以上10.0YR	3未満	使用不可
			3以上9未満	4以下
	Y系	0.1Y以上5.0Y未満	9以上	1以下
			3未満	使用不可
			3以上9未満	4以下
		5.0Y以上10.0Y	9以上	3以下
			3未満	使用不可
			3以上9未満	3以下
N系	3以上9以下		9以上	2以下

春日山風致地区

ゾーン区分	基 準
ゾーン1	<p>【建築物】</p> <p>●屋根 〔形状〕 ・切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦、わら、桧皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。専用住宅に限り、類似する外観を有する材料をやむを得ず使用する場合は、風致保全を阻害することなく、規定の素材に類似した上で、十分な協議を行った場合、使用を認める事が出来る。</p> <p>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合の色はマンセル基準表の範囲内の色彩とする。専用住宅に限り、類似する外観を有する材料をやむを得ず使用する場合は、風致保全を阻害することなく、規定の素材に類似した上で、十分な協議を行った場合、使用を認める事が出来る。</p> <p>【工作物】</p> <p>●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。</p> <p>●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。</p> <p>●柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶若しくは黒等で明度、彩度共に4未満の色彩で着色されたものとする。</p> <p>●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。</p> <p>●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。</p> <p>●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。</p> <p>●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。</p>

<p>ゾーン2</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> [形状] ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 [部材・色彩] ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。
	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> [色彩] ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。

<p>ゾーン3</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
<p>ゾーン4</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋棟 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料

	<p>で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
ゾーン6	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦その他これらに類する外観を有する材料とし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲
	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等（明度、彩度共に4未満）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状と

	<p>なるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その他 <p>〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン7	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <p>〔形状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 <p>〔部材・色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ●外壁 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ●フェンス <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ●棒状工作物等 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1.5程度）で着色されたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機等 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1.5程度）で着色されたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ●擁壁 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ●その他 <p>〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。

<p>ゾーン 8</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度 4 未満）で着色されたものとする。また、高さ 5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ 5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
<p>ゾーン 9</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、白、ベージュ、グレーもしくは薄茶等色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン10	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。
	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定め

	<p>るマンセル値の範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その他 <p>〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン11	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <p>〔形状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 <p>〔部材・色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和型瓦その他これらに類する外観を有する材料とし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ●外壁 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面が、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ●フェンス <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ●棒状工作物等 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1.5程度）で着色されたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機等 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1.5程度）で着色されたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ●擁壁 <p>〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ●その他 <p>〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。

佐保山風致地区

ゾーン区分	基 準
ゾーン1	<p>【建築物】</p> <p>●屋根 〔形状〕 ・切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。</p> <p>〔部材・色彩〕 ・和型瓦、わら、桧皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。専用住宅に限り、類似する外観を有する材料をやむを得ず使用する場合は、風致保全を阻害することなく、規定の素材に類似した上で、十分な協議を行った場合、使用を認める事が出来る。</p> <p>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合の色はマンセル基準表の範囲内の色彩とする。専用住宅に限り、類似する外観を有する材料をやむを得ず使用する場合は、風致保全を阻害することなく、規定の素材に類似した上で、十分な協議を行った場合、使用を認める事が出来る。</p> <p>【工作物】</p> <p>●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。</p> <p>●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。</p> <p>●柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶若しくは黒等で明度、彩度共に4未満の色彩で着色されたものとする。</p> <p>●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。</p> <p>●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。</p> <p>●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。</p> <p>●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。</p>

<p>ゾーン2</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> [形状] <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 [部材・色彩] <ul style="list-style-type: none"> ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> [色彩] <ul style="list-style-type: none"> ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
<p>ゾーン3</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> [形状] <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 [部材・色彩] <ul style="list-style-type: none"> ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
ゾーン4	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋棟 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面が

	<p>リシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。</p> <p>●その他 〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
ゾーン7	<p>【建築物】</p> <p>●屋根 〔形状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 <p>〔部材・色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <p>●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 <p>●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 <p>●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 <p>●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>●その他 〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン8	<p>【建築物】</p> <p>●屋根 〔形状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 <p>〔部材・色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン9	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。
	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン11	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。

平城山風致地区

ゾーン区分	基 準
ゾーン1	<p>【建築物】</p> <p>●屋根 〔形状〕 ・切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦、わら、桧皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。専用住宅に限り、類似する外観を有する材料をやむを得ず使用する場合は、風致保全を阻害することなく、規定の素材に類似した上で、十分な協議を行った場合、使用を認める事が出来る。</p> <p>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合の色はマンセル基準表の範囲内の色彩とする。専用住宅に限り、類似する外観を有する材料をやむを得ず使用する場合は、風致保全を阻害することなく、規定の素材に類似した上で、十分な協議を行った場合、使用を認める事が出来る。</p> <p>【工作物】</p> <p>●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。</p> <p>●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。</p> <p>●柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶若しくは黒等で明度、彩度共に4未満の色彩で着色されたものとする。</p> <p>●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。</p> <p>●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。</p> <p>●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。</p> <p>●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。</p>

<p>ゾーン2</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> [形状] <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 [部材・色彩] <ul style="list-style-type: none"> ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> [色彩] <ul style="list-style-type: none"> ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
<p>ゾーン4</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> [形状] <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 [部材・色彩] <ul style="list-style-type: none"> ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> [部材・色彩・仕上げ] <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
ゾーン6	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦その他これらに類する外観を有する材料とし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲
	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等（明度、彩度共に4未満）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
ゾーン7	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。

<p>ゾーン 8</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度 4 未満）で着色されたものとする。また、高さ 5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ 5m 未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
<p>ゾーン 9</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン10	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高

	<p>さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。</p>
<p>ゾーン11</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。

西の京風致地区

ゾーン区分	基 準
ゾーン1	<p>【建築物】</p> <p>●屋根 〔形状〕 ・切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦、わら、桧皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。専用住宅に限り、類似する外観を有する材料をやむを得ず使用する場合は、風致保全を阻害することなく、規定の素材に類似した上で、十分な協議を行った場合、使用を認める事が出来る。</p> <p>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合の色はマンセル基準表の範囲内の色彩とする。専用住宅に限り、類似する外観を有する材料をやむを得ず使用する場合は、風致保全を阻害することなく、規定の素材に類似した上で、十分な協議を行った場合、使用を認める事が出来る。</p> <p>【工作物】</p> <p>●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。</p> <p>●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。</p> <p>●柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶若しくは黒等で明度、彩度共に4未満の色彩で着色されたものとする。</p> <p>●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。</p> <p>●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。</p> <p>●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。</p> <p>●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。</p>

<p>ゾーン3</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
<p>ゾーン5</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有し、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶若しくは黒等で明度、彩度共に4未満の色彩で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
ゾーン7	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン8	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。

<p>ゾーン9</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
-------------	---

あやめ池風致地区

ゾーン区分	基 準
ゾーン2	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有し、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶若しくは黒等で明度、彩度共に4未満の色彩で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。

<p>ゾーン3</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
<p>ゾーン7</p>	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン8	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ●その他 [色彩] ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン9	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 [形状：あやめ池遊園地跡地（「あやめ池遊園地跡地地区計画」の区域をいう。以下同じ。）内に限る。] ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 [部材・色彩] ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 [部材・色彩・仕上げ] ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 [部材・色彩・仕上げ] ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス [部材・色彩・仕上げ] ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 [部材・色彩・仕上げ] ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 [部材・色彩・仕上げ] ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 [色彩] ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン10	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 [形状：あやめ池遊園地跡地（「あやめ池遊園地跡地地区計画」の区域をいう。以下同じ。）内に限る。] ・勾配屋根（片流れ屋棟等を除く。）とする。 [部材・色彩] ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 [部材・色彩・仕上げ] ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン11	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度4未満）で着色されたものとする。また、

	<p>高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。</p>
--	---

富雄風致地区

ゾーン区分	基 準
ゾーン3	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <hr/> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度 4 未満）で着色されたものとする。また、高さ5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。
ゾーン6	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 <ul style="list-style-type: none"> 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・和型瓦その他これらに類する外観を有する材料とし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 <ul style="list-style-type: none"> 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲

	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 〔色彩〕 ・色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものとする。
ゾーン7	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。 〔部材・色彩〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。
	<p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度 4 未満）で着色されたものとする。また、高さ 5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ 5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。
ゾーン 9	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根 〔部材・色彩〕 ・色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・外壁の色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・色は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●フェンス 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・既製品の場合、表面が、濃茶、黒、白、ベージュ、緑で着色されたものとする。 ●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●自動販売機等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶（5 Y R 2 / 1. 5 程度）で着色されたものとする。 ●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は色彩基準に定めるマンセル値の範囲とする。 ●その他 〔色彩〕 ・濃灰、濃茶（明度、彩度 4 未満）で着色されたものとする。また、高さ 5メートル未満の場合は、色彩基準に定めるマンセル値の範囲で着色されたものも可能とする。なお、高さ 5m未満の場合は、鏡面仕上げ等で光沢のある場合を除き、金属素地色の使用を認める。

風致地区の種別及び区域の指定

○風致地区の種別及び区域の指定

平成25年4月1日告示第224号

風致地区の種別及び区域の指定

奈良市風致地区条例（平成24年奈良市条例第66号）第4条第1項の規定により風致地区の種別及び区域を指定しましたので、同条例第4条第2項の規定により次のとおり告示します。

1 指定に係る風致地区の種別

第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区、第四種風致地区及び第五種風致地区とする。

2 指定に係る風致地区を定める土地の区域

別紙による。

別紙

風致地区指定状況一覧表

地区名	指定年月日	沿革・変更	種別	指定地名	面積 (ヘクタール)	
春日山風致地区	昭和12年5月5日 (内務省告示第344号) 若草山風致地区として指定	昭和40年12月21日 (建設省告示第3417号)	第一種	奈良市川上町、雑司町、手貝町、芝辻町、水門町、登大路町、高畑町、春日野町、白毫寺町、生琉里町及び誓多林町の各一部	1,329.0	2,801.8
		昭和45年6月14日 (奈良県告示第167号)	第二種	奈良市川上町、中ノ川町、鹿野園町、藤原町、鉢伏町、八島町、山町、田中町、窪之庄町、菩提山町、須山町、田原春日野町、生琉里町、誓多林町、高樋町、北椿尾町及び古市町の各一部	1,056.9	
		昭和57年	第三種	奈良市青山二丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山七丁目及び青山八丁目の全域並びに奈良阪町、青山一丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山九丁目、般若寺町、川上町、雑司町、水門町、登大路町、高畑町、春日野町、白毫寺町、古市町、鹿野園町、藤原町及び八島町の各一部	368.4	

		12月24日 (奈良県 告示第526 号) 種別変更	第 四 種	奈良市青山四丁目、青山五丁目、雑司町、手貝町、高畑町、白毫寺町、古市町、今小路町、押上町、水門町及び芝辻町の各一部	23.3	
		平成13年 4月1日 (奈良県 告示第1 号) 種別変更	第 五 種	奈良市青山一丁目、青山三丁目、青山九丁目、登大路町、橋本町、樽井町、元林院町、今御門町、池之町、高畑町、鶴福院町、不審ヶ辻子町、今小路町、押上町、油留木町、鍋屋町及び花芝町の各一部	24.2	
2 佐保山 風致地 区	昭和12年 5月5日 (内務省 告示第344 号) 佐保山風 致地区と して指定	昭和40年 12月21日 (建設省 告示第 3417号) 変更	第 一 種	奈良市佐紀町、奈良阪町、法華寺町、法蓮町及び半田開町の各一部	138.4	488.8
		昭和45年 6月14日 (奈良県 告示第167 号)	第 二 種	奈良市奈良阪町、法華寺町及び法蓮町の各一部	71.7	
		昭和45年 6月14日 (奈良県 告示第167 号)	第 三 種	奈良市佐保台三丁目及び多聞町の全域並びに奈良阪町、佐保台一丁目、佐保台二丁目、法蓮町、半田開町、川上町、今在家町、東之阪町及び般若寺町の各一部	264.6	
		種別指定	第 四 種	奈良市佐保台二丁目の一部	0.4	
		昭和57年 12月24日 (奈良県 告示第526 号) 種別変更	第 五 種	奈良市佐保台一丁目の一部	13.7	

		平成13年 4月1日 (奈良県 告示第1 号) 種別変更			
3	平城山 風致地 区	昭和40年 12月21日 (建設省 告示第 3417号) 変更	第一種	奈良市山陵町、歌姫町、佐紀町、法華寺町、二条町一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目及び二条大路南五丁目の各一部	302.6
		昭和45年 6月14日 (奈良県 告示第167 号) 種別指定	第二種	奈良市山陵町、歌姫町及び法華寺町の各一部	62.2
		昭和12年 5月5日 (内務省 告示第344 号) 種別指定	第三種	奈良市山陵町、歌姫町、佐紀町、法華寺町、二条町一丁目、二条町三丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目及び二条大路南五丁目の各一部	195.8
		昭和57年 12月24日 (奈良県 告示第525 号) 地区拡張	第五種	奈良市二条町二丁目の全域並びに二条大路南一丁目、佐紀町、法華寺町及び二条町一丁目の各一部	15.4
		昭和57年 12月24日 (奈良県 告示第526 号)			576.0

			種別変更 平成13年 4月1日 (奈良県 告示第1 号) 種別変更			
4	西の京 風致地 区	昭和12年 5月5日 (内務省 告示第344 号) 西の京風 致地区と して指定	昭和40年 12月21日 (建設省 告示第 3417号)	第一種 奈良市平松一丁目、宝来一丁目、宝来二丁目、 尼辻西町、尼辻南町、五条一丁目、五条町、四 条大路五丁目、西の京町及び六条町の各一部	39.0	200.5
			昭和12年 5月5日 (内務省 告示第344 号)	第二種 奈良市平松一丁目、尼辻南町、尼辻中町、五条 一丁目、五条町、六条町、七条町及び西の京町 の各一部	35.1	
			昭和45年 6月14日 (奈良県 告示第167 号)	第三種 奈良市平松二丁目、五条二丁目及び五条三丁目 の全域並びに宝来一丁目、宝来二丁目、平松一 丁目、平松四丁目、尼辻西町、尼辻南町、四条 大路五丁目、西の京町、五条一丁目、六条一丁 目、六条二丁目、七条一丁目、七条二丁目、五 条町及び六条町の各一部	125.6	
			平成13年 4月1日 (奈良県 告示第1 号) 種別変更	第四種 奈良市六条一丁目の一部	0.8	
5	あやめ 池風致 地区	昭和12年 5月5日 (内務省 告示第344 号)	昭和40年 12月21日 (建設省 告示第 第	第二種 奈良市あやめ池南九丁目及び学園南一丁目の各 一部	13.8	413.2
			昭和40年 12月21日 (建設省 告示第 第	第二種 奈良市学園南二丁目、あやめ池南四丁目、あや	324.9	

	号) 菖蒲池風 致地区と して指定	3417号) 変更 昭和45年 6月14日 (奈良県 告示第167 号) 種別指定 平成13年 4月1日 (奈良県 告示第1 号) 種別変更 平成19年 12月21日 (奈良県 告示第321 号) 種別変更	三 種 種 め池南八丁目、疋田町三丁目、西大寺野神町二 丁目、西大寺高塚町、秋篠三和町二丁目、朝日 町一丁目及び朝日町二丁目の全域並びに学園朝 日元町一丁目、学園朝日元町二丁目、中山町西 三丁目、中山町西四丁目、中山町、秋篠町、学 園南一丁目、あやめ池南一丁目、あやめ池南五 丁目、あやめ池南六丁目、あやめ池南七丁目、 あやめ池南九丁目、疋田町、疋田町一丁目、疋 田町二丁目、疋田町五丁目、若葉台一丁目、若 葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、西 大寺新池町、西大寺町、青野町、西大寺芝町一 丁目、西大寺芝町二丁目、西大寺新田町、西大 寺竜王町一丁目、西大寺野神町一丁目、あやめ 池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三 丁目、西大寺北町四丁目、西大寺赤田町一丁目、 西大寺赤田町二丁目、敷島町一丁目、敷島町二 丁目、秋篠三和町一丁目及び菅原町の各一部				
			第 五 種 奈良市あやめ池南三丁目、西大寺竜王町二丁目 及び西大寺宝ヶ丘の全域並びに秋篠町、西大寺 赤田町一丁目、西大寺赤田町二丁目、敷島町一 丁目、敷島町二丁目、西大寺竜王町一丁目、西 大寺新池町、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若 葉台四丁目、青野町、疋田町、疋田町一丁目、 疋田町二丁目、中山町、中山町西三丁目、あや め池南一丁目、あやめ池南二丁目、あやめ池南 五丁目、あやめ池南六丁目、あやめ池南七丁目、 あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ 池北三丁目及び学園南一丁目の各一部	74.5			
6	富雄風	昭和40年	昭和45年	第	奈良市帝塚山南二丁目、中町、丸山二丁目及び	215.7	247.5

致地区	12月21日 (建設省 告示第 3417号)	6月14日 (奈良県 告示第167 号)	二種	大和田町の各一部	
	富雄風致 地区とし て指定	種別指定 平成13年 4月1日 (奈良県 告示第1 号) 種別変更	第三種	奈良市富雄泉ヶ丘の全域並びに中町及び丸山二 丁目の各一部	31.9